

ノーサイド

禍害と被害を越えた論理の構築

(15)

中村周平

この度は、「ノーサイド—禍害と被害を越えた論理の構築—」を読んでいただき、本当にありがとうございました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

本稿を掲載させていただくにあたっては、対人援助学マガジンの編集長であり、私の修士論文の担当教員でもあった、団士郎先生から声を掛けていただいたことがきっかけでした。修士論文を書き終え、団先生に最後のオフィスアワーをしていただいている際、「修士論文を書き終えて止まってしまったらアカン。情報は発信し続けることが大事や。対人援助学マガジンに載せてみいひんか？これはいろんな人たちが見てくれるし、これからいろんなところで自分の考えを発信していくには役に立つで」。(団先生、申し訳ありません。おそらく、このような旨のことを言っていたかど) 断る理由なんて、これっぽっちもありませんでした。

対人援助学マガジンに掲載していただいてから、私の中での気づきがいくつかありました。まず一つは、本当に多くの方が、本稿を見ていただいていたことです。社会人となった高校の同期生、当時母校におられた教員の方、同じような境遇のスポーツ事

故当事者の方々、祖父が利用していた介護保険制度でお世話になっていたケアマネさん、学校の養護教員の方。自分が思ってもいなかった分野や立場の方々が目にはされていました。多くの方が目にされている「対人援助学マガジン」に掲載していただけたこと、そしてオープンアクセスであることを本当にありがたく思いました。

二つは、本稿のタイトルである「ノーサイド—禍害と被害を越えた論理の構築—」の表記のことです。修士論文、そして本稿の第一回では「ノーサイド—加害と被害を越えた論理の構築—」となっていました。それが第二回以降、「加害」が「禍害」という表記に変化しています。この「禍害」の意味を調べてみると「思いがけない わざわい」とあります。(山田忠雄編(2013)、『新明解国語辞典』、第七版、三省堂) これは、本稿でも触れた「スポーツ事故に加害者はいない」という私の想いに寄り添った意味です。しかし、この表記の変化は、決して意図を持った行為ではありませんでした。無意識だったのか…思い出すことができないほど、私の中で自然に変化させていました。ただ、結果的に修士論文作成の過程における私の気持ちの変化が反映したタイトルとなっ

たことに、不思議な喜びを感じています。

三つは、修士論文における研究の方向性についてです。修士論文では、「私へのインタビュー」を通して、自らの過去を振り返り、当時の自分と向き合う作業を繰り返す「当事者研究」をおこないました。そのことは、本稿第一回の文中にも「これは当事者研究…」と明確に記述しています。ただ、今さらではあるのですが、修士論文作成の過程では、「当事者研究」をおこなっている実感はまったくありませんでした。私は「スポーツ事故」という事柄について、対応した補償制度や司法の現状と課題を明らかにし、その課題を解決するための方向性を模索するといった、客観的な視点を持った研究をおこなっていると思っていたのです。実感が持てたのは、対人援助学マガジン掲載のためにあらためて内容を見直している頃だったかなど。修士論文作成時は、自身がどのような研究をおこなっているのか検討がつかないほど、どっぷり当時の自分自身と向き合っていたのではないかと思います。それほど、私にとっては非常に重たく、有意義で、何より大切な時間でした。

2011年3月に応用人間科学研究科を修了後、スポーツ事故を取り巻く現状は大きく変わりました。とくに、柔道界においては1983年～2011年の29年間で118名の中高生が学校柔道で死亡している現状が、名古屋大学大学院内田良准教授の報告によって明らかとなりました。また、柔道における事故によってお子さんを亡くされたご遺族や、将来にわたって重篤な障害を負ってしまった方のご両親が中心となり、2010年3月に「柔道事故被害者の会」が設立されました。事故の当事者のみならず、スポーツ臨床医学、スポーツ法学など様々な立場の方々と繋がりを持たれ、柔道における事故の現状を多角的な視点から発信し続けられました。その活動によって、海外における柔道の事故が極めて少ないこと、頭部を直接打ち付けることが無くとも頭部が速く揺さぶられることによって硬膜下血腫を引き起こす可能性があることなどが明らかとなりました。そして、2014年7月に全日本柔道連盟と初の協議会が持たれるに至りました。これは、柔道だけでなく、今後スポーツ事故における安全を考えていくうえで、大きな役割を果たす出来事であったと考えます。

また、海外では2012年に、アメリカ四大スポーツの一つであるNFL(アメリカンフットボール)の元選手らが、引退後に慢性外傷性脳症(記憶障害、攻撃性、抑うつ、認知症発症など)を引き起こしたのは、NFL側が頭部同士が激しく衝突することの危険性を周知させ安全面に配慮することを怠ったことが原因として、約4,500人の元選手や、その家族が訴訟を起こしたというニュースが報道されました。2014年には、フットボールやその他の青少年スポーツに対する脳震盪について、ホワイトハウスでの会議における議題にもなりました。

直近のものでは、2014年11月にソチ五輪フィギュアスケート金メダリストである羽生結弦選手が、試合直前の練習で他の選手と衝突し、その後、怪我を押して試合に出場するという出来事がありました。五輪後、金メダリストが初めて出場する試合ということで大変注目されていたこともあり、その状況は報道などを通して多くの方が目にする事となりました。これまでであれば、出場するという結果に対して「怪我を乗り越えて演技する姿に感動した、勇気をもらった」と、彼の行動を讃える声が多かったと思います。しかし、今回は様々な意見が飛び交いました。その中でも、「脳震盪の疑いがある中で出場したことは、選手生命だけでなく、その後の生活に支障をきたす可能性があり、最悪命にかかわる」といったコメントが見られたことは、スポーツ事故を取り巻く現状、とくに「安全」において何かしらの変化が芽生え始めていることを感じさせるものでした。

これまで、修士論文における取り組みを掲載させていただき、今回は一つの区切りとして対人援助学マガジンに掲載させていただいてからの気づきを中心に書かせていただきました。刻々と変化しつつあるスポーツ事故を取り巻く現状の中で、今後も、現在の自身の取り組みについて書かせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

現代社会における「スポーツ事故」

事故を「悲劇」で終わらせないための取り組みーラグビーの現状からー

5911090025-7

対人援助学領域・家族機能・社会臨床クラスター

中村周平

はじめに

毎日楯円球を追っかけ、普通の学校生活を送っていた高校2年の秋、ラグビーの練習中の事故で首の骨を骨折し、「頸髄損傷」という障害を負った。その事故を境に、ご飯を食べる、風呂に入るなど、これまで自分一人ですんでいたこと、生きていく上で「当たり前」のことを誰かに頼まなくてはならない生活を余儀なくされた。しかし、事故後、これは決して自分だけに起きた「不幸な」話ではないということを知った。

確かに事故は自分や家族の生活を変えてしまった、一瞬の間に起きた「悲劇」だった。ただ、私自身は今でもラグビーを愛してやまない。試合を見ていると胸に熱いものがこみ上げてくる。私にとって、そのラグビーで年間約20件もの重傷事故が起きている事実もまた、「悲劇」であると考え。事故当事者・家族の感情まかせの訴えだけでは、本当に伝えたい人たちを「門外」に追いやってしまう。かわいそうにと事故はただの「悲劇」で終わってしまうのである。この研究を通して私は、「ラグビーは危ない！事故に遭うとこんな不幸になる！！」ということ伝えたいのではなく、安全推進本部の発足など、これまでラグビーの安全を考えてこられた心ある多くの方々と共に、ラグビーがより安全なスポーツになっていくことを考えていきたい。

現状

日本国内のラグビー事故において、過去20年間(1989～2008)で360件、年間平均20件近くもの重症事故が起きている現状がある。¹2003年度に「重症事故対策特別委員会(現 安全推進本部)」が立ち上げられたものの、その数に減少の兆しは見えない(2007年度18件、2008年度23件)。また、事故当

事者として、自身の事故に対して十分な「事故後の原因究明」とそれに基づく「再発防止策」の検討がなされていないのではないかという強い思いがある。さらに、実際に事故が起きた際の補償についても問題がある。教育上の事故でも、日本スポーツ振興センターの見舞金のみ、裁判で過失が認められなければ補償されない現状がある。

研究計画

・研究目的

ラグビーというスポーツの特性上、事故を0にすることは難しい。であるなら、事故を「悲劇」で終わらせず、二度と同じような事故を繰り返さない、次に活かすということを考えてほしい。事故を限りなく0に近づけていく取り組みが必要であると考ええる。

①そのためには、十分な「原因究明」とそれに基づく確かな「再発防止策」が効果を発揮するのではないか。「再発防止」という観点をもつことで、芝生等の環境整備、ルールの整備の必要性や妥当性をより明らかにできると思う。

②試合の高速化とトライ数の増加を狙った2008年度の(試験的)ルール改正は、試合のおもしろさを優先し、選手の安全をないがしろにしたものであると感じてならない。2002年ソルトレーク五輪まで禁止されていた「モーグルの(エアと呼ばれるコース上に存在する2回のジャンプの際の)縦回転の解禁」も、これに類似したもののように思う。ルールの作成・改正に「選手の安全」以外のものが強い影響を与えている。これらに見られる現代スポーツの変容は、「再発防止」の観点とは相反するものではないか。

③また、事故が起きた後の補償を確立していくことは「スポーツ事故」におけるセーフティネットの

¹ 日本ラグビー協会調べ

役割を果たしてくれるのではないか。しかし、司法の場において「過失」が認められなければならない今の補償のあり方では、スポーツにおいて加害者・被害者の関係だけが浮き彫りになり、再発防止とはかけ離れた部分で議論がなされてしまう。そして、その後の人間関係にさまざまな遺恨を残すことになる。加害者を作り出さない「無過失補償」という考え方や、「スポーツ安全協会」といった社会資源を活用するなど、さまざまな可能性が残されているのではないか。

・研究方法

①自身の事故の振り返りや、実際に「事故の原因究明」とそれに基づく確かな「再発防止策」が打たれた事例を探り、その必要性を考察する。

②現在スポーツをおこなっている人たちにヒアリングをおこなう。実際にそのスポーツをおこなっていて感じていること(ルールの変更に伴うことも含め)を聴き取り、現代スポーツに見られる傾向やそれが選手にどのような影響を与えているかを考察する。

対象：スポーツの経験にばらつきがあり、ルール変更によってより影響を受けやすいと思われる、中学生、高校生、大学生。

競技：ラグビー、アメフト、柔道など身体接触の多いもの。

③スポーツ先進国(アメリカ、EU など)、他のスポーツにおける「ルール作成、改正の工程」「スポーツ事故への対策」などを文献や資料などから収集する。

以上のことから、今日本のラグビーが抱えている課題を明らかにし、そこから見えてくる実現・持続可能な対策を考えていきたいと思っている。

先行研究

・『スポーツ事故と対策ーラグビー事故に即してー』日比野弘 2001年 日本スポーツ法学会年報第8号

日比野氏は、全日本でのプレー、監督の経験も持つ元ラグーマンで、現在早稲田大学の名誉教授でもある。「スポーツにおいて、ある程度の擦過傷や打撲はやむを得ないとしても、生命の危険や社会生活

に不都合を起こすような重症事故は避けなければならない」、日本スポーツ学会のシンポジストとして、スポーツ事故と対策について私見を述べている。その内容としては、リスクマネジメント(事故直後の対応、傷害保険など)の確立や重症事故の3つの危険因子(①スクラム②タックル③ミスマッチ)、実際の事故データに基づく日本のラグビーにおける現状と課題(事故のデータが整理・公表がされていない、ルールがプロ側にリードされているなど)に触れている。そして、最後にグラウンド等環境の整備、コーチの資格制度といった課題への取り組みや、指導者のスキルUP、事故が起きた時のための保険加入の義務付けなど課題解決への方向性を述べた。また、国民にスポーツはなくてはならない文化であるとし、スポーツ振興、安全対策に専念できる「スポーツ省」の設置を提言している。

「事故が発生した場合には、その状況や機序を明らかとし、事故の再発防止に努めることはいうまでもない。」

参考資料

- ・日本のスポーツはあぶない 佐保豊 2009年 小学館
- ・オフサイドはなぜ反則か 中村敏雄 1985年 三省堂
- ・スポーツを殺すもの 谷口源太郎 2002年 花伝堂
- ・スポーツ事故と対策ーラグビー事故に即してー 日比野弘 2001年 日本スポーツ法学会年報第8号
- ・IRB 2009年ルール改正について(2010年1月19日閲覧)
(http://www.irb.com/mm/Document/LawsRegs/0/090430SGLAExplanatory_TRANSLATED_090529_final%29_8030.pdf)
- ・財団法人 スポーツ安全協会(2010年1月16日閲覧) (<http://www.sportsanzen.org/>)
- ・独立行政法人 日本スポーツ振興センター(2010年1月16日閲覧)
(<http://www.naash.go.jp/index.html>)